

松江市人権啓発広報紙 第20号 発行 令和6年3月1日

松江市市民部人権男女共同参画課

TEL: 0852-55-5426 FAX: 0852-55-5542

E-mail: jinken@city.matsue.lg.jp









今こそ考える 世界人権宣言

~人権の基本に たちかえってみましょうへ





世界人権宣言って何ですか?



世界人権宣言は、国連で、多くの命が奪われた二つの世界大戦の反省のもとに、1948年12月10日に採択されました。昨年でちょうど 75 年を迎えました。



75 年前に作られたの。どんな内容なの?



この宣言は、人権の保障を国際的に初めてうたったもので、前文と30の条文からできています。「すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準」が示してあります。前文で、人権は、どこでも、だれでも、いついかなる時にも尊ばれ、平等で、譲ることのできないものであると述べています。この宣言をもとに、その後の多くの人権条約が制定されています。また、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。

() 内数字は国連での採択年

難民条約 (1951)

人種差別撤廃条約(1965)

国際人権規約 (1966)

女性差別撤廃条約 (1979)

児童の権利条約 (1989)



人権教育のための国連 10年 (1995)

国連ミレニアム宣言 MDG s (2000)

強制失踪条約 (2006)

障害者権利条約 (2006)

持続可能な開発目標 SDGs (2015)

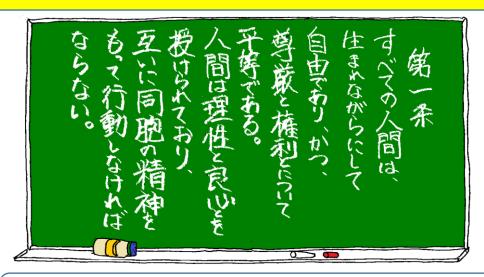




今も続く差別・暴力・迫害…



相手の権利と自由を 壊していいという権利はありません。



「世界人権宣言」 第1条 外務省仮訳文より



第1条には、すべての人は、生まれながらにして、自由と尊厳と権利が平等にあるとうたわれていますね。生まれながらにして…なんだ。



そうですね、生まれた時からずっと備わっているということだね。どこにいても、どんな時にもずっと持ち続けているということだよ。何かをして、そのご褒美として与えられたものではないですよ。



権利というものは、すべての人が、ずっと持ち続けることができるのですね。



そうだよ。世界には、人種や皮膚の色、性、言語、信じているもの、考えていることなど違う人がたくさんいます。違うからといって、排除や攻撃などを受けたりしません。生まれながらにしてもっている権利と自由は奪われません(第2条)。そして、人はみんな、生命、自由、身体の安全を守られる権利があるのだよ(第3条)。



今、世界では紛争や難民問題などで、生命の安全や自由を脅かされている地域があります。 国内ではいじめ、虐待、ネット上での人権侵害など様々な問題がおきています。どのように考え て進めたらよいのでしょうか。



そうだね。第1条の「同胞の精神」だね。きょうだいのような気持ちで行動しようということです。 困っていることがあれば相談にのったり、助け合ったりすることが大切だね。また、相手と意見が対立しても、相手が何を考えているのかを知ることですね。知ったうえで行動すると、相手も何かを返してくれます。 考えが通い合うと、次の解決策につながると思います。 あきらめないことです。 自分にある権利は、相手にもあります。 決して、相手の権利と自由を壊していいという権利はありません(第30条)。

改めて世界人権宣言の意義を知り、実現に向けて考えてみましょう。

